

# 戦前期京都風致地区における大規模建造物 及び公共施設の風致の維持・創出の実態

谷川 陸<sup>1</sup>・山口 敬太<sup>2</sup>・川崎 雅史<sup>3</sup>

<sup>1</sup>学生会員 京都大学大学院工学研究科 博士後期課程  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1, E-mail: tanigawa.riku.55c@st.kyoto-u.ac.jp)

<sup>2</sup>正会員 博士(工学) 京都大学大学院工学研究科 准教授  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1, E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp)

<sup>3</sup>正会員 博士(工学) 京都大学大学院工学研究科 教授  
(〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1, E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp)

戦前期京都の風致地区内の取締では、行政担当員が風致指導を行い、取締基準にその内容が反映されていた。一方で、大規模建造物や公共施設では一般的な指導方針や基準に囚われない協議・調整が行われていた。本研究は、風致地区許可申請書を対象に、大規模案件における風致の維持と創出の実態を解明し、一般的な風致指導の枠組みから外れて許可された案件における協議・調整方法を明らかにする。

**キーワード:** 京都, 風致委員会, 協議・調整プロセス, 近代建築, 風致指導

## 1. はじめに

京都市の景観施策については、平成19(2007)年の新景観政策以後の建築物の高さやデザイン、広告物等に対する厳格な制限・誘導が広く知られる。現行制度の運用では、一般基準の運用、または時間・労力のかかる特例認定制度が適用されるが、美観風致審議会の審議を経た特例認定の実績は年間0-3件に留まる。近年では「京都市新景観政策更なる進化検討委員会(2018.7.25-2019.3.31)」が設けられ、柔軟かつ合理的な審査体制の構築に向けて改革の議論が行われた。特例認定を含めた総合的な景観形成誘導をさらに発展させるためには、景観形成のあり方を適切に評価し協議する仕組みが必要である。

京都では、昭和5(1930)年2月に風致地区が指定され、山河一帯の面的な景観保全がはじまった。戦前期の風致地区制度に基づく許可制度の運用は京都府主導で行われていた。これまで筆者らは、戦前期の風致地区内現状変更行為許可申請書(以下、風致許可申請書とする)の分析を通じて、京都府の風致行政が周辺道路などからの望見性を重視した上で、空地確保や高さ制限、建築の形態意匠制限、植樹などの風致指導を行っていたことを明らかにした<sup>1)</sup>。しかし、明らかに望見される大規模建造物の風致維持は例外的であるともいえ、その風致指導・協議の実態解明は研究課題として残されていた。

本研究では、風致許可申請書(簿冊31冊, 申請件数1361件)を用いて、戦前期の京都における大規模施設に

みる風致維持と景観形成の実態を明らかにすることを目的とする。また、考察においては、風致指導・協議における風致委員会・関係各課との協議・調整方法ならびに検討過程を明らかにする。

## 2. 大規模建造物等の風致の維持と創出

### (1) 風致委員会による協議制度

風致地区取締は昭和5(1930)年4月から開始され、初年から8ヶ月で約500件、昭和8(1933)年には1400件を超え、出願内容も多岐に亘った<sup>2)</sup>。行政担当者の裁量で裁断することが難しく、広く意見を求める機関として、昭和8年4月18日に「京都府風致地区委員会規定」が定められ、「風致委員会」が結成された<sup>3)</sup>。規則の第二条には「本委員会ハ知事ノ諮問ニ応ジ京都市計画風致地区内ノ風致維持ニ関スル事項ヲ調査審議ス」とある。会長は知事が担当し、委員16名が発表された<sup>4)</sup>。昭和12年6月8日時点の委員<sup>5)</sup>と比較すると、府市当務者が入れ替わりで参加し、美術家・学者と調査審議していたことがわかる(表-1)。当時の新聞で「全国に類例のないもの」として報じられ、京都を代表する西山や菊池などの美術家が委員であることが「美術の都」としてふさわしい人選であるとされた<sup>6)</sup>。学者には有職故実研究家の猪熊、京都帝国大学からは教授の関口、嘱託講師の武田、名誉教授の田邊、第三高等学校教授からは藤田、が名を連ねた。

表-1 風致委員会の名簿

役職		初期(S8. 4. 18)	S12. 6. 8時点
知事		斎藤宗宜	鈴木敬一
市役所	助役	村松武美	加賀谷朝蔵
営林局	署長	松下護助	森田勝一
府庁	総務部長	藤岡円治郎	中村恒三郎
	警察部長	安岡正光	山内継喜
	学部部长	川久保常次郎	岩重隆治
	土木部長	村山喜一郎	岩崎雄治
府会議員		江羅直三郎	欠
		内山廣三	欠
美術家		太田喜二郎	同左
		菊池翠月	同左
		西山翠嶂	同左
学識 経験者	農学	関口鏡太郎	同左
	建築	武田五一	同左
	土木	田邊朔郎	同左
	史学	藤田元春 猪熊淺麿	同左

委員会の設置の趣旨は、年間5回程度の協議を行い風致地区取締基準などの大きな方針を決めることと、重要案件について個別に協議を行い、その風致維持の方法を審議することであった<sup>89)</sup>。戦前の風致委員会では、鴨川(1933.6)、東山(1934.4)、北山・西山(1936.4)の三地区に特別地区を設けて取締基準がつけられていた。さらには室戸台風(1934.9)や鴨川大洪水(1935.10)といった大規模災害後の復興計画策定の会議に風致委員が召集されていた。風致委員会の協議は座談会形式で行われ、協議内容を踏まえた許可申請書が作成され、行政担当者の審査が行われていた。

## (2) 大規模建造物における風致指導・協議の論点

風致委員会答申による取締基準<sup>90)</sup>では、鴨川沿いでは、建造物の様式が3つの等級に分けられ、大体2階建てを限度に、場所ごとの高さ、建築様式が定められた。東山では、市街地からの望見できる「最も風致の優秀な」山地部の開発が禁止され、その他の山地部や旧市街地から望見できない部分では制限の緩和がみられた。建築は2階以下で環境と調和するもの、主要山地部では「外観洋風でないもの」が「大体許可」とされた。北山・西山では、市街地主要路線から望見できる主要山地部では開発が禁止され、その他山麓部では、2階以下で建築様式が環境と調和し「華美」でないものが「大体許可」とされた。渡月橋北西詰は外観和風で軒高約6.1m未満とされた<sup>11)</sup>。

実際の許可申請書を見ると、一般的な風致指導では、2階建て以下で淡黒色の瓦屋根を用い、壁面は浅黄色や鼠色など淡色に塗り替えるなど、環境に調和する外観の様式が取り入れられていた。山辺では住宅の華美な外観が望見できないよう、壁面の色彩変更を行った上で植栽で隠蔽するなど環境に調和させる工夫がみられた。

一方で、風致委員会で個別に審査された対象は、近代

的な大規模施設の新設・改造の計画が中心であった。戦前期は、法輪寺の多宝塔新設、松竹トーキョースタジオ改造、鮎鶴のエレベーター新設、東山ダンスホール新設、蹴上発電所新設、花山天文台周囲宅地造成、叡山ホテルの事例が報じられている<sup>12)13)</sup>。これらは一般的な建造物等の審査方針の適用外であり、また行政担当者の裁量でも取締りが難しく委員会に提議されたと考えられる。

たとえば鮎鶴のエレベーターは、鴨川沿いに建つ近代和風建築の屋上に塔屋を備えたものである。塔屋は3階屋根上に突出し基準に反するが、唐破風の装飾を取入れた入母屋造りの様式で許可された。東山ダンスホールは、東山山腹の高地部を切開き鉄筋コンクリート造平屋を建築するものである<sup>14)</sup>。山腹の赤松約2,250㎡を皆伐し基準に反する大規模造成であったが、敷地選定など風致上の配慮がなされ許可された<sup>15)</sup>。蹴上発電所は初代発電所の位置に新設された鉄筋コンクリートの建物である。3階建てであるが、公共的施設であるため許可され、全て国産品を使用するなど最新設備が駆使されていた<sup>16)</sup>。花山天文台は初め吉田山山頂に建設される予定であったが、風致上の理由から市街地から望見できない位置に計画変更された建造物(1927竣工)で<sup>17)</sup>、風致地区指定(1930)後の宅地造成に許可が下された。叡山ホテルは村野藤吾設計の2階建て(一部望楼3階)の建造物である。周辺では小規模住宅の2階増築が不許可とされたが<sup>18)</sup>本件は許可され、「外観は北國の民家そのままとし付近の風致を傷つけぬ」様式で自然傾斜を活かした造成がなされた<sup>19)</sup>。

次節では、風致委員会に提議された大規模建造物の事例として、詳細な設計計画の内容が資料から確認できた法輪寺の多宝塔再建と松竹トーキョースタジオ改造の2つの案件を取り上げ、分析を行う。

## (3) 法輪寺多宝塔における風致の維持と創出

### a) 本堂・客殿・庫裡の再建(風致地区指定以前)

渡月橋や桂川対岸から望見される大規模建造物として、法輪寺多宝塔再建の案件を取り上げる。法輪寺は応仁の乱(1467)の災禍を受け、堂塔の大半が焼却した<sup>20)</sup>。

「法輪寺参詣曼荼羅<sup>21)</sup>」(図-1)は応仁の乱以前の境内の様子を描いたもので、多宝塔が確認できる。応仁の乱以降、堂舎の再興を行うも、蛤御門の変(1864)の兵火を受け堂宇の大半が焼却する。明治17(1884)年に再び本堂再建、大正3(1914)年には客殿、庫裏などを建造し寺観が整えられた<sup>22)</sup>(図-2)。境内の大半が斜面地であり建設の余地が無いため、「伽藍を遠望するに一入風致を添え」ていた「風致木」が伐採・移植された。再建後に松、桜、楓の「風致木を増殖し自然に回復」させる計画設計を行い、「古式殿舎の構造」の建築を再建し「嵐山の風致を害」しないよう十分注意して再建が行わ

れた<sup>23)</sup>。風致地区指定以前から、渡月橋や桂川対岸から風致木(松、杉、桜など)を介して伽藍を遠望する景観が維持されてきたが、狭隘な境内地が参詣者の便宜上かつ風致上も問題とされていた。

#### b) 風致委員会協議後の多宝塔の計画

法輪寺周辺は、昭和2(1927)年に史蹟及び名勝、昭和5(1930)年に風致地区に指定され、法輪寺境内の再興に際して史蹟名勝地及び風致地区内の許可申請が併願で行われた。昭和6(1931)年8月20日に社寺課から知事宛に現状変更行為許可願が提出され、本堂の西側に奥本殿が構えられ「輪奐の美」が再建された<sup>24)</sup>。昭和9(1934)年11月5日、法輪寺多宝塔再建に備えて境内斜面地を地均し約500㎡の平坦地を造成し、鐘楼・茶処・鎮守などの建物を移転する許可が下された<sup>25)</sup>(図-2)。

本整備においては嵐山の風致を損害しない設計計画が求められた。「嵐山風致施業計画」(1931)には、嵐山は「外部より眺める風致」であり、幽邃な老大木の景観、闊葉樹・赤松などが混植する豪壮な景観、中腹以下にある風致木の優美な風趣が特徴であるとされていた<sup>26)</sup>。

多宝塔建設そのものも風致維持上重要な問題であったため、許可申請に先立って、昭和8(1933)年6月9日に風致委員会で協議が行われた<sup>27)</sup>。



図-1 法輪寺曼荼羅(左上に多宝塔)

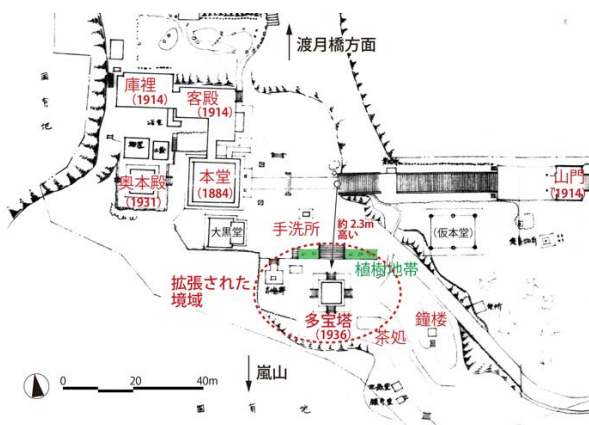


図-2 法輪寺の建物配置(法輪寺所有、カッコ内は再建年度)

協議の詳細は記されていないが、昭和9年7月14日に提出された「現状変更許可願」には、以下の内容が記述された。

「今回出願仕候境内には、当寺本尊と唯一の由緒ある葛井あれども世人の知る処とならず、唯草原の如き中に其面影を存し、顧みるものすらなし。今回御許可を得て修理・改築の運びと相成り。葛井丹塗井戸屋形は風致上一層の光彩を放ち、竣工成れば必ず此の遺跡を尋ねる賽者も亦多数を極むること疑いなし。故にかかる場所地域を現存の俣に放置することは風致上かつ参拝者の便宜の為に捨て置き難き地域と相成候のみならず、現在の法輪寺の境域のみにては狭隘にして、多数の参拝者を到底収容し接待すること難しと存候。尚多宝塔再建敷地域内は斜面地なるを以て此れが埋立用土砂の補足の必要も御座候に付、別記の雑草繁殖の草原同然に捨てられたる地域を今回関係者協議の上別紙設計書並びに仕様書の通り境内地域の一部の高低を地均しし、修理を施せば、参拝者並びに遊覧者の待遇上法要厳修の必要のため、且つ風致に美観を添えることとなる<sup>28)</sup>」

すなわち、風致委員会の事前協議を経て、斜面地を地均し高地に多宝塔敷地を造成し、建物配置を再編することで風致維持上の課題解決が図られた。平坦地の少ない境内では参詣者を収容できないため、境内にある草原同様の土地を地均し斜面地を改変して多宝塔が再建されたが、「風致に美観を添える」整備が目指され、「風致上一層の光彩を放ち、参詣者を増やすことが図られたのである。多宝塔の建材には丹塗りを施し露盤丸輪飾りを軒上に持つ、宝形造り銅板葺きといった意匠が採用された。ただし、在来の茶所、鐘楼等の配置は「風致上不適当」であり、造成や配置移転を行うことを条件として許可された。添付の設計書によると、切取面にある風致木を丁寧に埋戻し、周囲には高麗芝が植えられ、盛土面には筋芝を張りヤマツツジ・アオキバの苗が植えられた。法輪寺の地盤は玄関前地盤より約2.3m高く造成された。

風致委員会答申による取締基準では、「嵐山一帯の市街地主要路線より明らかに展望される部分」において建築物の新築増築は不許可とされており<sup>29)</sup>、あくまで例外的な取り扱いとして、積極的な風致の創出が目指されたことが分かる。これにより、嵐山を背景に風致木を前面に添えて浮き上がるシンボルが創出された。

#### (4) 松竹トーキースタジオにおける風致の維持と創出

##### a) 一時的なスタジオの増築計画

鴨川対岸から望見される大規模建造物として、松竹下加茂撮影所のトーキースタジオ(第3・第4スタジオ)増築・改造の案件を取り上げる<sup>30)</sup>。下加茂撮影所は大正12(1923)年に新設された。同年、鴨川に面する約2,860㎡

の敷地に第3スタジオ（床面積約530㎡）が増築され、周辺には住宅地が形成された。

昭和5（1930）年にスタジオの敷地が風致地区指定され、昭和7（1932）年2月10日の第4スタジオ増築（床面積約520㎡）の許可申請は、設計変更を経て3月18日に許可された。周辺住宅に調和しない大屋根の大規模建造物は風致を損害するものみなされたが、条件付きで許可が下された。施工方法書には以下の条件が記された。

- 1) 建物の高さは第3スタジオ（約10.8m）以下とする。
- 2) 鴨川沿いの空地に黒松（樹高約 7.3m 以上）を約 2.7m 間隔に列樹する。この並木と敷地の境界には焼板塀を設け、境界線から約2.1-2.7m以上後退して第4ステージを新設する。
- 3) 屋根は木造スレート葺きで黒色とする。（設計変更により、波板屋根スレート葺きとされた）
- 4) 建物外部の壁体は上部波板張りでクリーム色、下部板張り防腐剤塗りとする。
- 5) 出願建物の存置期間は竣工後 6 ヶ月以内とし、期間満了とともに即時撤去する。

すなわち、既設の第3スタジオと高さを合わせ、川側に空地を残存させ、見え掛かりの壁面をクリーム色とし、焼板塀の前面に黒松を植樹する指導が行われた上で、一時的施設を条件として許可が出された。しかし、行政担

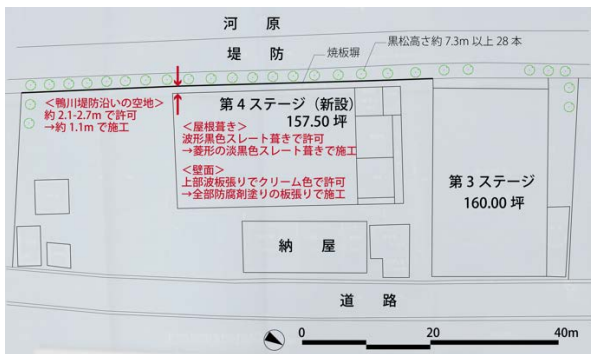


図-3 スタジオ設計計画図（整備内容を加筆）

当者の竣工検査により、施工内容が許可条件と相違していることが判明した。建物の位置は境界線から約 1.1m の後退に縮小され、屋根は淡黒色の菱形スレート葺、壁面は全部防腐剤塗りの板張りとした（図-3）。これらの相違点について、行政担当者は「風致上遺憾」としたが、一時的施設であったため許可された。6 ヶ月の期間を満了した後、昭和 8（1934）年 1 月 10 日に、6 ヶ月の撤去延期の申請があり、「環境の風致上遺憾なるも事情已むを得ざるものと認む」とされ許可された。

#### b) 風致委員会協議後のスタジオの改造計画

その後、存続延期の満了を控え、スタジオを改造し、永久存置とする計画が出され、風致委員会の審査の対象となった。本案件は、一時的施設であるため制限緩和がみられたが、これを永久的施設とするため、新たに風致指導が行われた。

松竹トーキースタジオの建物は大規模であったため、これを周辺環境にいかにか馴染ませるかが論点となった。昭和8（1933）年6月9日の風致委員会開催後、鴨川沿岸の実地調査が行われ<sup>30</sup>、同月22日の第二回会合で松竹下賀茂撮影所のスタジオ改造問題について「川に面した部分に生垣をめぐらし壁を新築し屋根その他の様式を改めさせて永久存置を許す」として、決定された<sup>31</sup>。この内容をふまえて、同年9月29日にスタジオ大改造と永久存置が許可された。設計書には以下の内容が記された<sup>32</sup>。

- 1) 鴨川に面した部分に高さ約 30m の生垣（樅）を間隔約 0.6m に植込む。
- 2) 第4ステージの屋根4ヶ所に「ドーマーウインド」、外壁は全部下見張りを施し、一部ラス張りの「人造洗出し仕上げ」とする。
- 3) 第4ステージ軒上から 1.5m は人造洗出しクリーム色仕上げとし、長押及び化粧腰柱は白色ペンキ塗り仕上げ窓枠も同様に白色仕上げとする。下部下見張りの台は茶褐色仕上げ、西面出入口は高さ約 3.0m 幅約 3.6m の打込み戸とする。

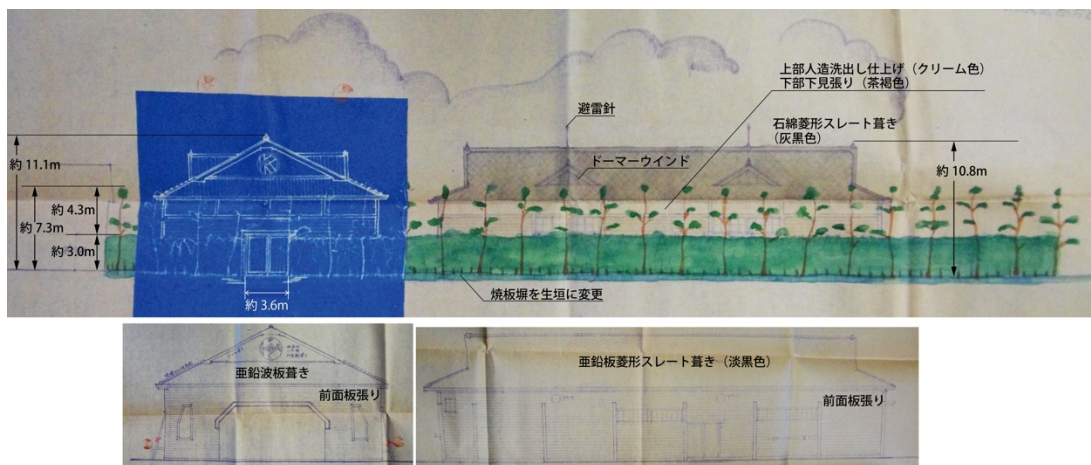


図-4 下加茂撮影所の西面図（下図は設計変更前）

- 4) 第3.4 ステージ屋根は鼠色の石綿スレート一文字葺とし、軒の出は在来約46cmを約91cmに変更する。西側壁面の控柱を除去し、漆柱を設け、真壁造とする。
- 5) 第3ステージの屋根葺替え工事の際に、第4ステージ同様に「ドーマーウインド」付きの屋根に変更する。（この変更については、昭和9年1月20日に主任と技師との協議の上で追記された。）

すなわち、焼板塀を生垣に変更し、植樹が行われたのに加え、寺院建築を模した和風様式の外観にする設計変更がなされた。また屋根は、ドーマーウインドの導入などによって周辺の小規模住宅のスケールを意識した適度な分節化が行われた(図-4)。壁面は、下見張りを施し漆柱の真壁造りに変更され、生垣前面の黒松の樹間から和風様式の壁面がみえる。軒の出も深められ、鴨川沿いの門口は狭められるなど、大規模でありながらそのスケール感を意識させない工夫が加えられた(図-5)。

風致委員会答申による取締基準では、鴨川沿いの三級の地区で、「極端な」様式を避け、建築を後退させ植樹し、屋根は黒瓦、とされている<sup>34)</sup>。同地区にある本件では適応できなかったため、屋根・壁面の意匠や生垣の設置などによって周辺の風致に馴染ませる工夫がなされた。

### 3. 大規模公共施設にみる風致の維持と創出

#### (1) 大規模公共施設における風致指導・協議の論点

京都では、公共事業についても風致地区内の許可審査が行われていた。風致委員会答申による取締基準には、公共的施設の取締について、「止む得ざる現状変更行為に対しては出願の位置、行為の性質に依り理事者に於て更に裁量を為し得る」但書が付されていた<sup>35)</sup>。出願の位置や行為の性質に応じて個別に対応する裁量行為の余地が残されていた。

風致地区指定に尽力した佐上信一府知事(1929.7-1931.10在任)は公共事業における風致維持について、以下のように述べている。

「鉄道、索道、水力電気の堰堤等、土木工事は心なくこれを施行すれば往々にして風致を破壊するに至る。これとても多少の注意を払いさえすれば大なる犠牲なしに風致と抵触せしめずこれをなし得るのみならず、風景を資本化することにおいて積極的に経済に貢献し得る<sup>36)</sup>。」すなわち、土木工事においても注意を払うことで風致の維持と、観光への貢献が可能であると説いた。例として貴船の道路整備を取り上げ、自然材料を用い、重要な樹木や石を保存し、「天然の美を尊重しながら交通の用に供する」ことに成功したと説明している。

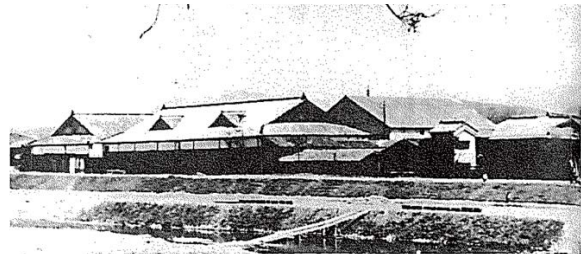


図-5 鴨川対岸からみた松竹トーキョースタジオ<sup>37)</sup> (1935 春)

橋梁デザインについては、近代以降、京都市と府の間に風致保存の解釈の差異があったことが論じられている<sup>38)</sup>。鴨川・桂川の風致地区指定後は、橋梁が府の風致許可の対象となり、府と市の協議の中で設計計画が行われることとなった。

実際の許可申請書を見ると、一般的な道路等の公共工事では、造成の際に生まれる露出面への植栽や犬走りの設置、在来の法面と曲面をつけて取付けるなど、風致への配慮がみられた。橋梁では、高欄の意匠が重要視され、治水を重視したコンクリート橋梁への架替えがみられた。次節では、道路・橋梁案件82件のうち、経路変更などの大きな設計変更が行われた東山遊覧道路、橋体や高欄の設計変更が行われた賀茂大橋(橋長約153m、鴨川に架かる橋で最長)、内務省や府市間で丁寧な協議・調整が行われた渡月橋(橋長は大橋約155m、小橋19m)を取り上げ、風致維持・創出の実態を探る。

#### (2) 東山遊覧道路における風致の維持と創出

望見される山間の遊覧道路開発の事例として、東山遊覧道路の案件を取り上げる<sup>39)</sup>(1940.11.21施行)。京津国道から將軍塚に至る約1900m、増員約3.5mの登道を約4.0mの緩勾配道路に改修するものである。

東山山腹では、取締基準にある通り、市街地からの景観が重視されて開発制限が行われていた。また、「東山国有林風致計画<sup>40)</sup>」によれば、東山は市街地から遠望する風致であり、連峰の気品ある山容と翠緑の美が特徴とされていた。

当初計画された改修路線は在来道路と合致しない部分が多く風致を損害するものと認められた(図-6)。在来道路と改修道路の法面が上下に連続するだけでなく、改修による樹木伐採のため無樹木地の幅員を「徒らに拡大」し、多量に発生する残土の処分により「無樹林地帯は広大」とであるとされた。そのため「東山山腹にして遠望せらるる部分における道路改修としての本設計は風致上適当ならずと認めらるる」とされ、以下の条件付きで許可された。

- 1) 改修路線を可及的に在来路線に合致させ、切盛土量を平均し、法高を最小限度に留める様変更する。

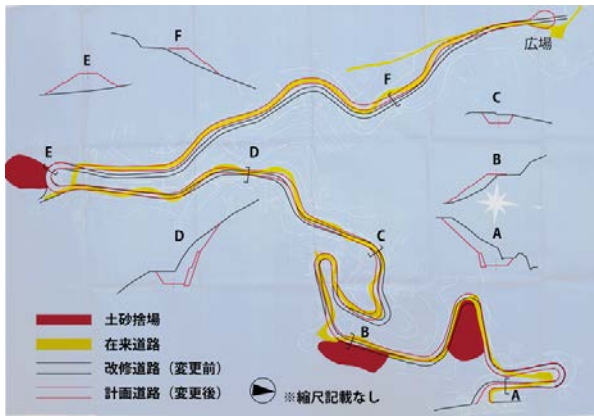


図-6 東山遊覧道路の平面図及び道路断面図

- 2) 予め実施設計を提出し承認を受けた上で工事に着手する。
- 3) 風致維持上必要と認める場合、設計変更または「相当の施設」を命ずる。

すなわち、改修路線と在来道路ができる限り合致するよう経路変更することで切土盛土の量を平均し、法面高さは最小限にして遊覧者に圧迫感を与えない道路設計が求められた。基本設計許可の段階で着工しないよう十分注意し、施工時に風致維持上問題がある場合は設計変更が認められた。

改修路線は在来路線に沿うように計画変更され、切盛の土量を均等にするため、土砂捨場が3ヶ所設置された。工事仕様書には、路線沿いに約10,000m<sup>3</sup>を投入できる土捨場を指定し、張芝又は筋芝などを施し、「全て風致を害せざる様心掛けるべし」と記されている。盛土法面には筋芝を施し、法高3m毎に50cmの小段を設けることとされた。切取法面には張芝又は粗朶工を施すものとされ、将軍塚付近には約630m<sup>2</sup>の広場が設けられた。本線より分岐する山道又は人家入り口等は係員の指揮に従い「馴染みよく取付」けるものとされた。

在来道路に対して地盤面の切下げを行い望見できないようにし(図-6のA, C, D)、法面が高くなる部分では約3m毎に小段が設けられ(図-6のB, E, F)、特に法面が高くなる部分(図-6のB, E)に土砂捨場が設けられ、土砂捨場にも小段が設けられるなどの工夫がみられた。

このように望見されるドライブウェイの開発において、広大な無樹林地帯ができないよう経路の選定や土砂捨場の選定が行われ、遠望の風致を維持する設計変更がなされた。また小段や保護工を施し、道路を馴染みよく取付け、将軍塚付近に広場を設けるなど遊覧者のための景観への配慮が行われた。冗長な法面が頭わになるのを避け、地盤面の切下げや在来路線に沿った経路選択によって望見性の軽減がなされ、自然の中を緩やかな曲線を描き走る遊覧道路が実現された。

## (2) 賀茂大橋における風致の維持と創出

戦前期に架替えられた長大橋として、賀茂大橋を取り上げる。賀茂大橋は、都市計画道路の整備と市電建設の一環として、昭和5(1930)年5月17日に許可指令案が起案され、同日に許可決裁、8月9日に施行された<sup>4)</sup>。計画説明書には、「付近は糺の森、遠は比叡東山の連峰を望み四囲の景最も賞す」とされ、「深厚の注意を拂いよく環境に適応せしむべく努め」ることとされた。橋体や高欄などについて設計変更が行われた。

変更前の許可申請(1930.4.9)は、10径間のゲルバー桁形式で、東側の堤防上に張り出した道路を築造し、その道路に取付けて橋梁が設置されている(図-7)。当時の最先端技術であるゲルバー梁が用いられ、河積が確保された。東西詰めの四つの燈籠を親柱とし、間柱と花崗岩の高欄とによって接続された。翌日10日には実地調査が行われ、以下の要求が付箋で記されていた。

- 1) 親柱の屋根石は1つの石を用いて、入り母屋造りまたは四方破風造りとしたい
- 2) 火袋は1つの石を用い操出しとしたい
- 3) 火袋の障子は硝子形としたい

ここでは親柱屋根に神社の屋根様式を取入れ、火袋の障子を硝子形にしたいという技手からの意見が記された。図面に記された鉛筆書きの検討跡をみると、親柱で、反返りの廃止、大鬼のある屋根、破風板、格狭間などの神社建築にみられる装飾が検討されていた。間柱で、屋根の反返りの廃止や宝珠などの検討がなされていた。

設計変更の計画(1930.7.3)では、道路築造部が排除された9径間のゲルバー桁形式が採用された(図-7)。東側取付部分は将来の叡山電車の市内乗り入れを考慮したものであるとされ、変更前に比べ在来地盤に馴染みよく取付けられ、交通と風致の両立が図られた。また、径間が長くなることで軽快な印象を与え、河積面積は減少し治水面の機能も向上された。道路面の最高部の高さは約470mm下げられ、河川敷占用面積は第一案に比べ約110m<sup>2</sup>抑えられた。

高欄は、白色花崗岩を使用し、形式は「春日灯籠を主体とせる和洋折衷式」が採用された。親柱・間柱の火袋には石を用いた和風建築の意匠が検討されたが、設計変更によって青銅を用いた縦棧のシンプルな障子が採用された。親柱・間柱の屋根はゆるやかなカーブを描く構造に変更され、反返りが軽減された。火袋の障子は青銅を材料とし、装飾が省かれたシンプルな格子型に変更後、更にシンプルな縦棧のみのものに変更された(図-8)。

以上の検討の結果、軽快なゲルバー桁形式の橋体にシンプルな高欄をもつ近代的かつ洗練されたデザインが採用された。

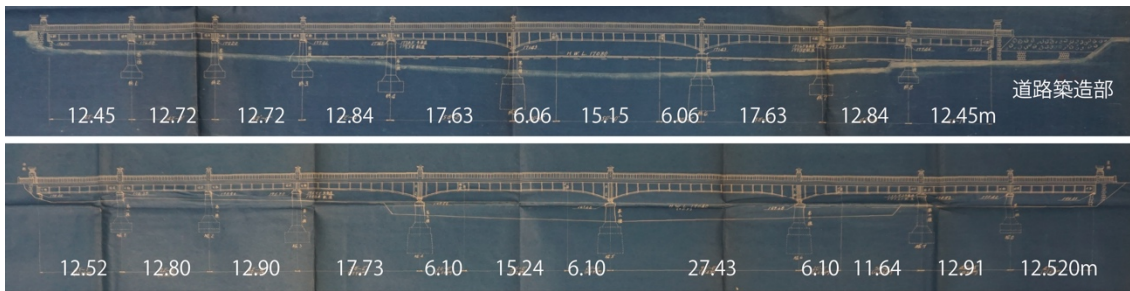


図-7 賀茂大橋の立面図（上図：設計変更前，下図：設計変更後）

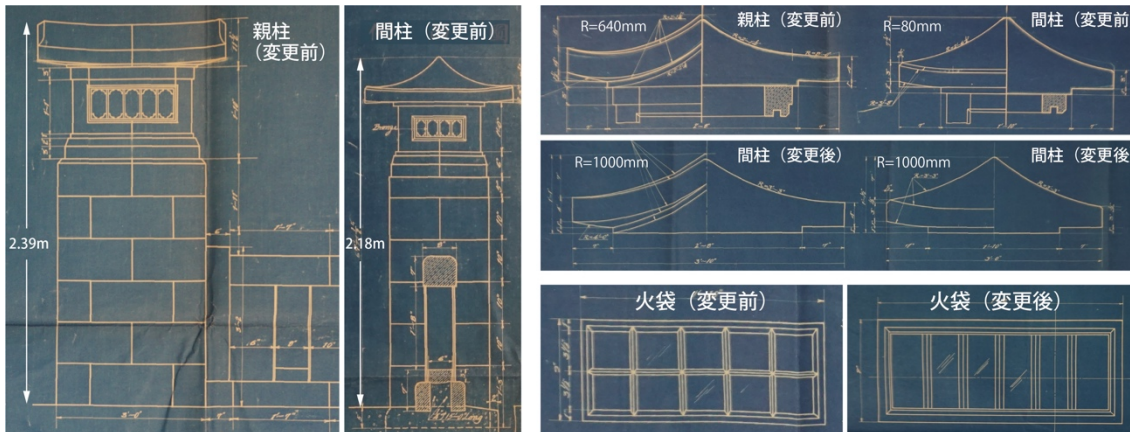


図-8 親柱・間柱の設計変更図面

### (3) 渡月橋における風致の維持と創出

#### a) 床止工・水路・背割堤の検討（内務省との協議）

桂川に架かる橋梁である渡月橋は、昭和2（1927）年に史蹟及び名勝、昭和5（1930）年に風致地区に指定され、渡月橋架替えに際して史蹟名勝地及び風致地区内の許可申請が行われた。史蹟名勝天然記念物保存法では、現状変更行為には地方長官の許可が必要であり、また内務大臣は保存に関し一定の行為を禁止・制限を命じることができる。本件では、渡月橋の審査に当たって、内務省との協議が史蹟名勝天然記念物保存法に基づいて行われ、府市間の協議が史蹟名勝天然記念物保存法と都市計画法風致地区制度の枠組みで行われていた。後者の申請は併願で行われ、両者の申請書が簿冊にまとめられた。

昭和7年（1932）7月2日午後3時の出水で一部流出し、残存部分も腐朽甚だしく利用困難であり、架替が計画された<sup>40</sup>。旧態の保存を方針としてもちつつ、治水と風致を両立するため、内務省と府市の間でデザイン協議が行われることとなった。同年10月に市長から知事宛に許可申請が出され、11月に内務省へ稟請案が提出された。内務省は①床止工の位置の精査、②下流水路浚渫の提案、③中ノ島公園浸水に対する措置について府に説明を求めた<sup>40</sup>（S7.11.21）。府は、市の意見をふまえ、増水時に橋梁に対する被害を少なくするために床止工を上流に設置し、筏道や灌漑用水として重要な働きを有する下流水路を保存し、中ノ島公園を背割堤として風致上現状維持す

る方針を示した<sup>40</sup>（S8.1.25）。府と市は、単に治水条件を満たすだけでなく、中ノ島公園や水路の維持を最重要視した。これに対して内務省は、床止工天端の低下や中ノ島公園の越水ヶ所の盛土を条件として許可を下した<sup>40</sup>（S8.1.28）。

#### b) 設計計画と竣工検査（府市間の調整）

昭和8（1933）年2月27日に知事から市長宛に風致許可指令案が施行され、許可の条件が示された<sup>40</sup>。床止工天端の低下や、中ノ島公園の越水ヶ所の盛土を行うことに加えて、蛇籠の設置、中ノ島公園切取部分への張芝、橋面歩車道の区別を条件として挙げ、橋台面・護岸面の石材は「黒味勝のもの」を使用し、護岸張石の目地モルタルは「外部より見えざる様」施工することとした。

同年6月28日には市長から知事宛に許可条件に対する回答が出された<sup>40</sup>。市は床止工の低下と中ノ島公園の盛土を行うことができない理由を説明した上で、折衷案を提案した。床止工について、下流水路の維持や一の井堰の安定のために取水水位を低下させることは避け、下流の橋梁付近の侵蝕を防止するため新たに床止工を設置することとした。また、中ノ島公園の全面的な盛土は「風致上多くの支障を来し面白からざる」とされ、考慮の末、盛土部分を現在地盤を「馴染みよく」取付けることで対応した。

昭和9（1934）年1月22日に市長から知事宛に許可申請書が出され、施行方法書には以下の内容が記された<sup>40</sup>。

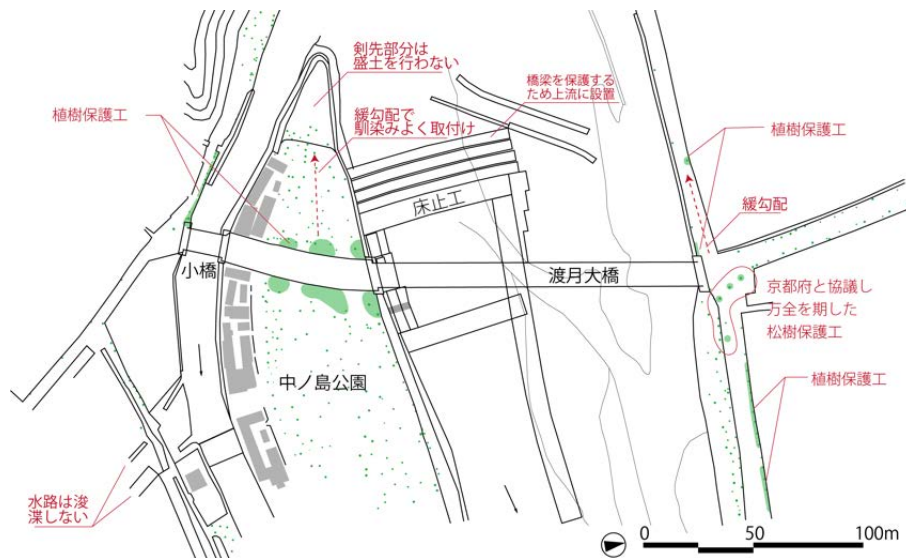


図-9 渡月橋の平面図と風致整備の内容

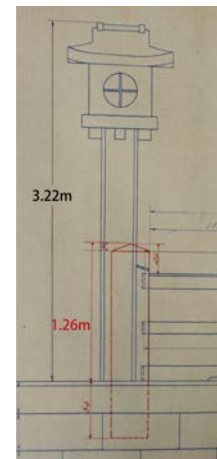


図-10 高欄の変更図

- 1) 渡月橋の最大洪水水位と橋梁桁下との間隔を高くするため、新橋は在来のものより約 1.0m 高くして施工する。それに従って、中島公園内の取付道路は護岸積替や盛土を行い、盛土は計画道路肩又は計画右岸天端より各々約 10 分の 1 の勾配で「現在地盤に馴染みよく取付ける」。護岸積替は橋詰部分より上流 25m の間は裏込めコンクリート玉石積張りで「なだらかに現在石垣天端に取付」ける。
- 2) 護岸工事に伴い、護岸に近い松樹の部分は樹幹及び樹根保護のため最大限度 30cm 程度の盛土に止め、前後「馴染みよく」搔きならす。
- 3) 盛土の支障樹木は先ず適当な場所に移植し、新道法尻に植地帯を設け樹木を植込む。新道路肩には車止として川底より掘出した旧橋礎石や自然石を約 1m 間隔に据置く。
- 4) 中島護岸の内、渡月小橋下流の北岸は玉石張石垣を設ける。この工事は特に内務省側の指示に基づいて施工するものであり、材料中不足となる石約 2000 個は中ノ島公園の橋梁上下流で採取する。

すなわち、中ノ島公園の全面的盛土は風致上支障があるため、計画道路肩から「馴染みよく」地盤に取付けるものとされた。護岸に近い松の部分は盛土を 30cm 以下にとどめ松樹が保護され、盛土により支障となる樹木は植樹地帯の中に植付けられた (図-9)。

昭和9年4月11日には工事経過の報告が知事に提出された<sup>49)</sup> (工事は同年6月10日に竣工)。竣工検査には風致地区の調査主査を含めた二名の土木技手が任命された。同年12月31日検査結果として、以下の変更箇所が記された上で、「事情やむを得ない」と認められた。

- 1) 橋面の膠石舗装の色は「感じにおいて固きに過ぎ、四囲の環境に適せざる」ため、アスファルト舗装

とする。また、施工や養生期における交通の障害と目地の不体裁を除くという利点もある。

- 2) 橋面歩車道境界工を廃工とする
- 3) 親柱は「春日灯籠式花崗岩造り」で火袋は青銅製窓格子の計画であったが、「旧橋に範をとり」、檜材とする。
- 4) 産業道路工事として別途舗装計画を実施し、植樹根囲工、松樹保護工等の必要が生じたが、特に道路敷内の松樹保護工4ヶ所は「京都府の協議の上、万全を期した」。張石舗装は橋面舗装と同様の理由により別途アスファルト舗装に変更。左岸道路下流側に特に植樹帯を設置する。

すなわち、橋面の膠石舗装 (碎石、セメントなどを用いた舗装) は「固い」感じがするため、「四囲の環境」に適さないことからアスファルト舗装に変更された。親柱は旧橋を復刻するかたちで、檜材のシンプルな構造が選択された (図-10)。道路敷内には松樹保護工、左岸道路下流側には植樹帯が設置された。

内務省との協議のなかでも、府市側は旧態の保存という方針を堅持したことで、治水と風致を両立した計画が行われていた。

#### 4. 結語

本研究では、戦前期京都の風致地区内における大規模建造物や公共施設のデザイン審査を対象として、一般的な指導方針や基準に囚われない協議・調整による風致維持と創出の実態を明らかにした。具体的な成果は以下の通りである。

- ・風致地区内の取締は行政担当者が行い、取締基準など

の大きな方針は風致委員会が決定していた。一般的な風致指導や基準に反した大規模建造物は、風致委員会に提議され、規則に囚われない個別的な協議・調整が行われていた。

- ・風致委員会に提議された後許可された近代的な大規模施設では、特徴的な風致維持の方法が取られ、積極的な創出を誘導する協議が行われていた。法輪寺では、渡月橋対岸から望みえる多宝塔の再建において、境域を拡張する大造成や建築配置の変更が行われ、嵐山の風致に美観を添えるシンボル景観が創出された。松竹トーキースタジオでは、鴨川対岸から望みえる大規模施設が周辺の景観に調和するよう、大屋根の分節や寺社建築を模した和風意匠が取り入れられた。
- ・大規模公共施設では、風致許可制度の下、関係各課と協議を行い、風致に配慮した整備が行われていた。東山遊覧道路では、切盛の調整を行い無樹林地を減らす経路変更が行われ、観光に備え広場の設置などが行われた。長大橋では周辺の文化景観や自然景観に配慮したデザイン協議が行われていた。賀茂大橋では、治水を考慮した橋体の設計変更に加え、高欄の詳細な検討が行われ、近代のかつ洗練されたデザインが採用された。渡月橋では、治水と風致維持とを実現させる背割堤や護岸のデザイン協議が行われ、周辺の景観に合う橋面舗装や植樹帯の選定が行われた。由緒のある渡月橋では、高欄において旧態が尊重された。

謝辞：本研究は公益財団法人大林財団の助成を受けたものである。

## 参考文献

- 1) 谷川陸, 山口敬太, 川崎雅史: 戦前の京都市計画風致地区内における建築物等の行為許可の実態について, 景観・デザイン研究講演集, No.13, pp.261-267, 2017.
- 2) 谷川陸, 山口敬太, 川崎雅史: 昭和初期の京都とし系核風致地区内における眺望に基づく行為許可と行政指導-現状変更許可申請書(昭和 6-8 年)にみる京都府の風致行政-, 都市計画論文集, Vol.53, No.3, 2018.
- 3) 都市計画京都地方委員会: 京都府に於ける風致地区取締に就て, 全国都市問題会議総会 第 4 回第 1 冊研究報告第 1 議題 甲編其一 都市環境の改善, pp.273-281, 1934.
- 4) 京都府土木部: 風致地区に就いて, 京都府行政文書(京都府立京都学・歴史館所蔵), p.31, 1934.
- 5) 京都日出新聞「風致委員会 規程発布さる 委員十六名を嘱託 五月上旬第一回会合」, 1933.4.19 発行.
- 6) 岩澤周一: 京都風致地区の指定と其の後, 公園緑地, 1(6), pp.12-22, 1937.
- 7) 前掲 5)
- 8) 京都日出新聞「全国に類のない委員会の新使命 年五回位会議を開き 風致維持策を決める」, 1933.4.19 発行.
- 9) 前掲 6)
- 10) 前掲 6)
- 11) 京都日出新聞「叡山の絶頂にホテルを建設 洛西北の風致保存に“鉄則” けふの風致委員会」, 1936.9.5 発行.
- 12) 前掲 3)
- 13) 前掲 11)
- 14) 伊藤正文: ダンスホール建築, 東學社, pp.47-49, 1935.
- 15) 京都府都市計画課: 風致地区内現場変更の件, 京都府庁文書『風致地区』, 003(昭 11-0131-002).
- 16) 京都日出新聞「工業日本の勝算あげて 待機の蹴上発電所 足掛け二年の改修工事成り 浮び上る市の増収廿一萬圓」, 1935.12.26 発行.
- 17) 山本一清: 花山天文台, 天界, No.103, Vol.9, 1929.
- 18) 京都府監理課: 風致地区内現場変更の件, 京都府庁文書『風致地区』, 016(昭 08-0109-003).
- 19) 京都日出新聞「自然の山肌をそのまま敷地に 凹凸利用の新建築 愈々実現する叡山ホテル」, 1936.9.5 発行.
- 20) 平凡社(編): 京都市の地名, 平凡社, pp.1106-1109, 1979.
- 21) 加納進: 嵐山 あたりの史跡と伝説と古典文学を訪ねて, 室町書房, 1991.
- 22) 前掲 20)
- 23) 京都府社寺課: 法輪寺境内伐木の件, 京都府庁文書『寺院境内外地』, 015(大 02-0049).
- 24) 京都府社寺課: 奥本殿再建期限延期の件, 京都府庁文書『寺院営繕, 法人, 寺院明細帳, 寺院雑』, 005(昭 04-0057-001).
- 25) 京都府社寺課: 寺院営繕並に史蹟名勝地及風致地区内現状変更の件, 京都府庁文書『寺院営繕, 法人, 寺院明細帳, 寺院雑』, 011(昭 04-0057-001), 1934.
- 26) 大阪営林局: 嵐山風致林施行計画書, 大阪営林局, pp.48-49, 1933.
- 27) 京都日出新聞, 「府風致委員 昨日鴨川実地調査 更に近く知事諮問協議」 1933.6.10 発行.
- 28) 前掲 25)
- 29) 前掲 6)
- 30) 京都府都市計画課: 風致地区内現場変更の件, 京都府庁文書『風致地区』, 008(昭 11-0131-002).
- 31) 前掲 27)
- 32) 京都日出新聞, 「鴨川沿岸筋の 風致維持策を協議 松竹スタジオ等委員会の問題 取締方針樹立に決定」, 1933.6.10 発行.
- 33) 前掲 27)
- 34) 前掲 6)
- 35) 前掲 6)
- 36) 佐上信一: 京都風致地区の設定, 京都新百景, pp.435-450, 1930.
- 37) 今村昌平(1987), 「講座日本映画 5: 戦後映画の展開」, 岩波書店 pp.156-169, 1987.
- 38) 中川理: 京都の橋梁デザインに見る風致に対する二つの認識, 近代日本の歴史都市, pp.203-230, 2013.
- 39) 京都府都市計画課: 風致地区内現場変更の件, 京都府庁文書『風致地区』, 010(昭 15-0174).
- 40) 大阪営林局: 東山風致復旧座談会, 「東山国有林風致計画」, 大阪営林局. (附) pp.6-7, 1936.
- 41) 京都府監理課: 風致地区内現場変更の件, 京都府庁文書『風致地区』, 001(昭 08-0109-002).
- 42) 京都府監理課: 橋梁架換工事並びに風致地区内現状変更許可申請, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 43) 京都府監理課: 桂川筋橋梁(渡月橋)架換の件に付照会, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 44) 京都府監理課: 桂川筋橋梁(渡月橋)架換の件 案(回答), 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 45) 京都府監理課: 桂川筋橋梁(渡月橋)架換の件に付通牒, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 46) 京都府監理課: 桂川筋橋梁(渡月橋)架換の件並風致地区内現状変更の件, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 47) 京都府監理課: 渡月橋架換工事許可条件に対する回答の件, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 48) 京都府監理課: 史蹟名勝地現状変更工事の一部設計変更許可申請, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).
- 49) 京都府監理課: 渡月橋架換工事設計変更理由書, 京都府庁文書『施行河川』, 001(昭 09-0136-004).